

令和5年度第12回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年2月13日（火）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席14名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	欠 席	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号 2番加瀬 明委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時30分開会
議 長	それではただいまより、令和5年度第12回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号2番加瀬 明委員1名です。農

業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号3番 平津 清委員

議席番号4番 加瀬 芳枝委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は長塚町1丁目370番1、登記簿地目畑、現況畑、地積669㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、本城郵便局のところを右折し400m進み、右折し30m先の左側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、申請地を活用できる譲受人に譲渡します。譲受人は、申請地を取得して経営規模拡大をします。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2

	項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 1 号の 2
〇〇委員	それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は親田町 9 3 1 番 9、登記簿地目畑、現況畑、地積 4 9 1 m²外 1 筆合計地積 4 9 5. 5 0 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に向かい親田町桑田商店の信号の手前を左折し 1 0 0m 進んだ左側です。現在はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営をしていないためです。譲受人は、経営規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、東京都〇〇区〇〇〇〇です。申請の地番、地積は野尻町 3 3 0 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 4 7 2 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、野尻町の信号を左折し 3 0 0 m 進み、八坂神社のところを左折し 1 5 0 m 進み、左折し 3 0 m 進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきまして、譲渡人は、農業経営をしておらず、遠方に住んでいるため、譲り渡したいものです。譲受人は農業経営の規模拡大のため。隣接地が家族の所有地であるため農業経営に便利のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 2 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位 1 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 1

〇〇委員 順位 1 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は外川町 4 丁目 1 0 5 1 5 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 2 5 3 m²です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、外川から渡海神社方面に向かい、高神小学校の手前 5 0 m を左折し、外川駐在のところを右折し 1 0 0 m 進んだ左側です。現在は、ロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅木造平屋建 9 5 . 7 0 m²です。工期としては許可日の翌日から令和 6 年 7 月 3 1 日での予定です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理水は蒸発拡散装置により処理します。雨水は、浸透枳設置による、宅内処理です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 2

〇〇委員 それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町 3 丁目 8 8 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 3 9 m²外 3 筆合計地積 5 8 3 m²です。申請の用途は、作業場

兼倉庫用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい西中学校のところを右折し、４５０ｍ進み旧道との交差点を左折し１５０ｍ進み、右折し２０ｍ先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については準工業地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、作業場兼倉庫１棟建築面積２０７．７９㎡で、工期としては令和６年３月２０日から令和６年６月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は敷地内グリーストラップを経由後、公共下水道へ排出します。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 私は、今般農地転用するべく申請いたしましたが、当該地は亡くなった親族が相続により取得していた頃より、砕石敷設等を行い、近隣住民向けの貸駐車場として使用しておりました。これらは農地法に違反した行為であり真に申し訳ありません。今後はこのような行為は致しません。何卒寛大なご処置をいただきたくここに本始末書を差し入れます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の３

〇〇委員

それでは、順位３番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人

は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、柴崎町1丁目403番、登記簿地目田、現況田、地積773㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号を左折し県道を三宅方面に進み、柴崎の出荷場のところを左折し、250mほど進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル108枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年3月20日から令和6年4月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位4番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の4

〇〇委員

それでは、順位4番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、四日市場町148番、登記簿地目田、現況田、地積958㎡外1筆合計地積1,870㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東

庄方面に向かい、四日市場町セイミヤの信号を右折し100m進み右折し150m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル192枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年3月20日から令和6年4月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位5番から7番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の5・6・7

〇〇委員

それでは、順位5番から7番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、岡野台町3丁目877番、登記簿地目田、現況田、地積912㎡外5筆合計地積1,583㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、芦崎町憩いセンターのところを左折し、三門町のT字路を左折し400m先のガードをすぎ、300m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていま

せんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル192枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年3月20日から令和6年4月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位8番と9番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の8・9

〇〇委員

それでは、順位8番と順位9番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、正明寺町1282番2、登記簿地目田、現況田、地積135㎡外3筆合計地積1,238㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、JR猿田駅から正明寺町方面に向かい、白石取水場から踏切を渡り500m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域について

は指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル168枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年3月20日から令和6年4月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位10番と11番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の10・11

〇〇委員

それでは、順位10番と順位11番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、正明寺町1329番、登記簿地目田、現況田、地積257㎡外2筆合計地積735㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、順位8・9番より西側200mのところでした。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル108枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年3月20日から令和6年4月20日

までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員退席)

議 長

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から22番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第3号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から22番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外15名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外18名。申請の地番・地積は、外川台町10466番 登記簿地目畑、現況畑、地積353㎡外田3筆 畑80筆、合計地積50,718㎡です。その内容ですが、順位1番は、新規に3年の賃借権を設定しようとするもので、畑2筆、合計地積が805㎡です。順位2番は、新規に3年11か月の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が304㎡です。順位3番から6番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、畑29筆、合計地積が13,414㎡です。順位7番から16番は、新規に10

年の賃借権を設定しようとするもので、田 3 筆、畑 3 5 筆、合計地積が 2 0, 5 5 3 m²です。順位 1 7 番は、継続して 1 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 1 筆、地積が 1, 1 5 7 m²です。順位 1 8 番は、継続して 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 1 筆、地積が 9 3 8 m²です。最後に順位 1 9 番から 2 2 番は、売買により所有権を移転しようとするもので、畑 1 2 筆、合計地積が 1 3, 5 4 7 m²です。以上順位 1 番から 2 2 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

順位 2 番の期間が 3 年 1 1 ケ月とのことであるが、このような設定ができるのか。

事務局

設定者がほかにも利用集積計画で農地を貸しており、その終期と今回の終期を合わせるためです。

議 長

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

この際、暫時休憩します。(1 6 時 1 5 分から 1 6 時 2 0 分)

(〇〇委員着席)

議 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第 4 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画のうち農地中間管理事業にかかるものを審議いたします。農産課に説明をお願いします。

議案第 4 号

農産課

それでは議案第4号農用地利用集積計画(農地中間管理事業)につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、農地中間管理事業を実施した農用地について、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものです。農地中間管理事業につきましては、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和6年度末までの経過措置として農用地利用集積計画のみを用いた一括方式と呼ばれる手続き方法になっております。計画内容は1件です。農地中間管理機構に賃借権の設定を行う者は、〇〇町〇〇〇〇。申請の地番地積は、高田町1丁目284番登記簿地目田、現況田、地積981㎡です。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。

本件につきましては、貸し手と借り手が同一、本人所有の農地を千葉県園芸協会経由で本人に貸すという内容でして、違和感を持たれるかと思いますが、その理由についてご説明いたします。当該農用地は、平成28年度に実施した「高田地区農地耕作条件改善事業」で施工された農地中間管理事業区域における18筆の中の1筆であります。中間管理機構の貸し付けていた元々の所有者が死亡し、相続後、当時からの借受人である〇〇氏に売却されたもので、事業の主体が中間管理機構であることから、引き続き当該農地につきましては中間管理機構を介した契約が必要となるものです。なお、本人から本人への貸借となりますので、使用貸借として権利を設定するものです。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

農産課の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

本人から本人への貸付とのことであるが、もう少しわかりやすく説明していただきたい。

農産課

農地耕作条件改善事業で整備した農地のため、中間管理機構を介した契約が必要となります。所有者と耕作者が同一ではありますが、権利設定を行う必要があるということです。わかりにくい面がありますが、手続き上必要なものです。

〇〇委員	今回の議案は使用貸借とのことであるが、これは本人から本人への貸付であるため、賃借料が発生しないということでもいいのか。
農産課	そのとおりです。
〇〇委員	今回の対象農地について、貸借期間の１０年間相続・売買は、法的にできないという解釈でいいのか。
農産課	〇〇さんが取得したのは、利用集積による売買で取得しました。制限はありません。
〇〇委員	１０年契約であるが、途中で解約はできるのか。
農産課	今回の対象農地については、農用地利用集積計画による権利設定であるため、一般的な農用地利用集積計画と同様、期間中に中途解約することは法的に可能であると考えられます。しかし今回の議案の提案理由にある通り、農地耕作条件改善事業の関係上、中間管理機構を介した契約が必要であると考えられます。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。 議案書の９ページから１１ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和５年度第１２回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。

————— 午後４時５０分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第１３条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員